

改正道路交通法(飲酒運転)

(平成 19 年6月 20 日公布)

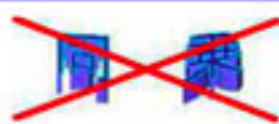
平成 19 年9月 19 日施行

悪質・危険運転者対策

- 飲酒運転に対する罰則の強化
 - ・ 飲酒運転に対する罰則引上げ
 - ・ 飲酒検知拒否罪に対する罰則引上げ
- 飲酒運転の周辺者に対する罰則の新設
 - ・ 「車両の提供」、「酒類の提供」、「一定の同乗行為」の禁止・厳罰化
- 救護義務違反(いわゆる「ひき逃げ」)に対する罰則の強化
- 運転免許証提示の義務化

飲酒運転等の罰則強化

	改正前	改正後
酒酔い運転	3年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金	5年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金
酒気帯び運転	1年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金	3年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
飲酒検知(呼気検査)を拒否	30 万円以下の罰金	3か月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金



飲酒運転幫助行為等の罰則整備

		酒気を帯びている者で飲酒運転を行うおそれがあるものに対し	
		車両を提供する	酒類を提供する
運転者本人	酒酔い運転の場合	5年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金	3年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
	酒気帯び運転の場合	3年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金	2年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金
車両の運転者が酒に酔った状態であることを知りながら		車両の運転者が酒気を帯びていることを知りながら	
自己の運送の要求・依頼をしてその車両に同乗する			
3年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金		2年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金	

運転代行手配しております。ホテルスタッフまでお申し付け下さい